

平成24年第12回稲城市教育委員会定例会

1 平成24年12月17日、午後3時30分から稲城市役所6階603会議室において、平成24年第12回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
稲垣 弘子
城所 正彦
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
指導主事	竹之内 勝
学校給食	
共同調理場所長	伊藤 徹男
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	斎藤 晃二
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	市村 由紀

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第28号議案
「稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針(その1)について」
- (5) 日程第5 「報告事項」

委員 長 　ただ今から、平成24年第12回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
教育長から、教育行政報告の申し出がございます。日程第3　「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 　教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

〔 教育行政報告 〕

- 学校教育課長 1 平成25年度就学時健康診断について
2 平成24年11月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 指導室長 1 担当者事業について
2 推進・連携事業について
3 教育相談所関係について
4 教育センター関係について
- 学校給食
共同調理場所長 1 平成24年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
2 平成24年度第4回給食主任会について
3 試食会について
- 生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 青少年委員関係について
4 ふれあいの森関係について
5 青少年育成地区委員会関係について
6 芸術文化活動の振興について
7 成人式について
8 文化財の保護と普及について

- 9 生涯学習推進事業について
- 10 学校施設コミュニティ開放事業について
- 11 ふれんど平尾運営事業について
- 12 放課後子ども教室支援事業について
- 体育課長 1 スポーツ推進委員協議会関係について
- 2 市立公園内運動施設管理運営について
- 3 体力づくり運動推進事業について
- 4 国体関係について
- 5 社会体育施設管理運営について
- 6 その他について
- 文化センター課長 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成24年11月文化センター課利用統計について
- 図書館長 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC 運営）について
- 3 分館主催事業について
- 4 城山体験学習館の主な事業について
- 5 学校・地域との連携について
- 6 視察について
- 7 平成24年11月図書館利用統計について

委員長 ありがとうございます。
 教育行政報告が終わりました。
 次に、日程第4 第28号議案「稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針（その1）について」を議題といたします。
 教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、本市は開発の進展に伴い、今後も市域の状況は大きく変化し、児童・生徒の増加が見込まれることから、学区制及び通学区域を見直す必要があるため、本案を提出するものです。
 詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 それでは、第28号議案につきましてご説明いたします。
 配付資料の議案概要説明書をご覧くださいと存じます。
 先月11月の教育委員会におきまして、学区検討委員会における「検討結果報告書」の内容につきましては、報告事項としてご報告申し上げたところでござ

います。今回は、それを受けまして10月19日に住民への事前説明会を行い、教育委員会としての基本方針を策定するものでございます。

なお、標題にございますように、右側の（その1）として、市全体のうち今回は、2月から入居が始まる南山東部土地区画整備事業地内の部分のみについて定めるものでございます。その他の地域については、今後、住民への説明会を事前に行った上で、（その2）として教育委員会の基本方針を定め、（その1）、（その2）を含めて、全体の基本方針として決定してまいりたいと考えております。

第28号議案に戻りまして、内容を1項目ずつ確認してまいりたいと存じます。

最初の段落及び2段落目は、先程の報告書の中にもございましたように、稲城市では、開発の進展に伴い、児童・生徒数の増加が見込まれる状況があり、学区検討委員会を設置して、学区域について検討いただいたという、背景等についての説明でございます。

次の段落が、学区検討委員会の検討状況ということで、2年間にわたり6回開催され、学校関係者や地域活動関係者の意見交換を伺った上で、先月平成24年11月1日に「検討結果報告書」が提出されたという、これまでの経過でございます。

その次の段落につきましては、教育委員会としては、住民への事前説明を行った上で、基本方針を策定することにしたという内容でございます。

そして、最後の段落が、今後の方針ということで、今回の実施については南山の区画整理事業地内への入居が想定される時期に合わせて当該部分のみについて策定したもので、今後については、さらに事前説明等を行い、全体の基本計画を作るという内容についてでございます。

続きまして、「記」以下についてでございます。これは全体で三つに分かれ、1項目が学区制、2項目が通学区域、3項目が今後の進め方についてです。1項目、2項目は学区検討委員会におきまして検討いただいた事項でございます。

このうち学区制については、検討結果を踏まえ、これまでどおり指定校を採用するとしております。1ページが一番下の方になりますが、その際には指定校変更を認めつつ、通学区域の弾力的な運用を図るとしてあります。

次に、2ページにまいりまして、通学区域についてでございます。こちらは4つに分かれております。学校規模の現状と将来予測でございますが、学校規模につきまして、現状では小学校のうち稲城第二小学校と稲城第六小学校が小規模校、若葉台小学校1校が大規模校、中学校では、稲城第一中学校から稲城第四中学校までが小規模校となっているという現状を踏まえた上で、将来予測の中で、小学校については、3ページの上でございますように、若葉台小学校が標準規模となるのに対して、新たに稲城第一小学校、稲城第三小学校、稲城第七小学校が大規模校になっていく見通しであること、これにより、小学校では、稲城第三小学校、稲城第七小学校の普通教室が不足する可能性が生じるというものです。中学校は、稲城第二中学校、稲城第四中学校に加え、新たに稲城第六中学校が小規模校となる一方、稲城第一中学校、稲城第三中学校につい

ては、標準規模校へ移行していくということが見てとれます。また、大規模校としては、稲城第三中学校が新たに想定されるということがございます。これにより、使用可能教室を超える学校として、稲城第一中学校、稲城第三中学校が想定されます。そのうち、稲城第七小学校と稲城第三中学校につきましては、第四次長期総合計画の中で増築計画をしていたところですが、稲城第三小学校、稲城第一中学校については、その予定が無かったので、学区で対応できるかということを検討するということとございました。

基本的な視点として、学校規模の適正化、通学の安全性の確保と、地域との関わり方の3点を主眼として検証した結果、通学区域として、(3)にあるような対応を考えるということとございます。今回は南山部分だけを取り上げておりますので、(仮称)南山小学校開校前の小学生については、隣接校地域が稲城第三小学校の学区域ということで、稲城第三小学校を指定校とし、(仮称)南山小学校開校後は、(仮称)南山小学校を指定校としております。中学校につきましては、境界線と書いてある線で区切り、稲城第一中学校と稲城第三中学校の学区にするという整理でございます。

そして、(3)といたしまして、通学区域設定の時期は、南山の黒く塗りつぶした地域の入居が始まる2月を想定して2月15日とするとしております。

(4)としまして、児童・生徒の指定校変更に伴う経過措置でございますが、児童・生徒の心身に影響を及ぼさないよう、経過措置を設けて対応するということとございます。具体的な経過措置につきましては、6ページに記載しております。平成24年度からの対応として、小学生については在校生の経過措置、新1年生の経過措置、中学生についても在校生の経過措置、新1年生の経過措置ということで、平成31年3月までの措置を設けるものです。

今後の進め方でございますが、5ページに戻りまして適正学区等検討委員会の報告書で、他にも通学地域の変更等をするべきとの意見をいただいている区域については、事前の説明会等を行った上で、検討委員会としての基本方針を定め、全体の基本方針とするということについて、ここで述べております。

大変長くなりましたが、基本方針(その1)についての説明が終わりました。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

城所委員、お願いいたします。

城所委員 指定校変更を認める制度については、このまま続けるとして通学区域の弾力的な運用を図るということとありますが、経過措置の中に書かれている、いわゆる小学校の新1年生と中学校の新1年生の対応について、少し気になったので、お伺いします。小学校の新1年生については、友人関係に基づく指定校変更は認められない。中学校の新1年生については、友人関係による学区変更前の学校への通学が認められるということが書かれていますが、この辺の取り組

みというのは、どういうことがあったのでしょうか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 これまでの学区変更におきましても、小学校につきましては友人関係を理由とする経過措置というのは設けておりません。その理由といたしましては、小学校に就学する際には、幼稚園、保育園等から一斉に就学することとなるため、そのタイミングで新たなコミュニティを形成する機会としていただきたいという趣旨から、基本的には指定校変更を経過措置としては設けていないものでございます。

それに対して、中学生というのは、思春期という、そういった多感な時期でございますので、友人関係を理由に学校に通わなくなってしまうお子さんというのが出現することは、学区の本来の目指すところではございませんので、配慮して対応しております。今回の南山地区の経過措置についても同様の内容でございます。

なお、非常に精神的にナーバスなお子さんもおいでになりますので、特別な配慮が必要なケースには、さらに柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 いかがでしょうか、他には。稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 今回の学区変更については、2月から入居が始まる予定の南山の地域を対象として始めるということですが、この後の予定はどうなっているのでしょうか。

学校教育課長 本日の教育委員会でご審議いただき、決定した内容に沿って、1月の教育委員会に教育委員会の規則の改正を提出させていただきたいと思っております。具体的にこのエリアと特定して、条文の改正を行うものとなります。また、1月1日付になると思いますが、今回の基本方針、今後の予定等について周知の記事を広報に掲載してまいりたいと考えております。

その後、平成25年度の就学通知を1月中頃に発送してまいります。その他の地域の学区変更については平成27年4月1日施行を予定しておりますので、今回の就学通知の中には直接影響してこない部分でございます。説明会については、就学通知の後に、都合3回目ほど開催させていただきたいと思っております。

また、その後、1月の教育委員会において、(その2)の基本方針及び教育委員会規則をお諮りし、市議会への報告を2月頃に行っていきたいと考えております。(その2)は平成27年4月1日施行ということでございますので、来年度の12月頃になりましたら、広報等であらためて周知を図ってまいりたいと考えております。

委員長 よろしいですか。どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 住民に事前説明会を行っているということですが、実際に住民側からの質問や要望、子どもさんは来ないでしょうが、その保護者の方から直接何か言われたことというのではないのでしょうか。

学校教育課長 住民説明会では2月15日から設定される黒塗りの地域に区画整理地内の他の地域からの換地先として引っ越す予定の方が参加されておりました、今の学区は稲城第一小学校ですが、稲城第一小学校から換地先へ行くと、稲城第三小学校が指定校となり、平成27年度からは（仮称）南山小学校が指定校となるということで、3回学区が変わってしまう。その辺についての柔軟な対応はお願いできないですかというようなご質問がありまして、この辺については、検討させていただくということで、個別の入居の時期もさまざまとなることが予想されますので、その辺については、弾力的に対応していきたいと考えてございます。

伊勢川委員 ありがとうございます。

委員長 よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。
それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第28号議案「稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針（その1）について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長 挙手全員であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第5 「報告事項」です。本日の報告事項は1件です。
「富永重芳氏からの寄附について」を生涯学習課長より説明をお願いいたします。

生涯学習課長 富永重芳氏より平成24年11月29日寄附申出書によりまして、稲城ふれあいの森の市民利用の向上と保全を図るため、所有権の2分の1を寄附するという申し出がございました。これによりまして、稲城市は平成24年12月31日までに所有権の2分の1の登記の手続を現在進めているところでございます。
以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。報告事項に関する質疑ですけれども。教育長。

教育長　これはありがたいことでございます。所有権の2分の1という申し出ですので、富永氏連携をとって登記を進められるということで、非常にうれしい話だと思います。所有者になったということは、市も積極的に管理していかなくちゃいけないという部分になるかと思えますけれども、いずれにしましても、これでふれあいの森については、昨年のように心配するようなことはこれで無くなったのかと安心しています。非常にありがたい話だと思っています。

委員長　非常にありがたいことですね。城所委員。

城所委員　わからないのですが、2分の1というのはどういう2分の1なんですか。

教育長　所有権なのですよ。

城所委員　その所有権というのは。

教育長　持ち分の。

城所委員　面積がありますよね。それ全部に対して、2分の1の所有権があるということは、後の2分の1は、富永さんが…。

教育長　はい、そうです。富永さんが2分の1、稲城市が2分の1です。

城所委員　面積ですか。

伊勢川委員　面積が1万ですか。

生涯学習課長　寄附申入事項からは寄附をする土地ということで指定がございまして、富永重芳氏名義では3万6,495平米。それから、関連ということで、富永農場の所有地ということで、23平米が寄附の申し出ということでございました。

城所委員　わかりました。

委員長　わかりました。他にはいかがでしょうか。ご質問はないでしょうか。それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。ありがとうございました。

(午後4時11分閉会)